

(重要) インボイス制度への対応に係る留意事項について

1 インボイス発行事業者の登録情報について

(1) 事前登録について

岐阜県中央家畜市場（以下、「当市場」という。）は、出荷者もしくは農家（牛の所有者）から、「インボイス発行事業者の登録情報について」の提出を受け、セリシステム等への登録を行う（FAX 可、それ以外の様式による提出不可）。

なお、同様式の提出期限は、出荷予定週の月曜日 10:00 までとする（以降、対応不可）。

また、当市場より、登録情報を記載した「インボイス発行事業者の登録情報についてのご案内」による通知を受けた際は、速やかに記載事項に誤りが無いか確認し、誤りがあった場合は、当市場へ連絡する。

(2) その他

同様式の提出が無い牛の所有者の出荷牛については、インボイスの発行はできない。

また、同様式の提出漏れ等による販売伝票の後日修正については、対応はできない。

2 当市場への出荷受付方法は以下のとおり

出荷受付時には、必ず、枝番号を申し出る（登録の無い場合は「無し」）。また、受付方法は以下による。

① FAX 申込：専用様式による FAX 申込（※）（市場前日 16 時まで常時受付）

② ライン申込：岐阜県中央家畜市場ラインアカウントへ申込（※）（市場前日 16 時まで常時受付）

③ 電話申込：①もしくは②を推奨（市場開催前日の 18 時まで、以降は当日受付）

※「FAX 及びライン申込用紙」による。なお、ラインの場合は、同用紙をカメラ撮影し送信する。

3 伝票の受け渡しについて

出荷者は、セリ台にて、販売伝票を受け取った際には、必ず、記載の枝番号に誤りが無いか確認する。